

労務問題のこと お話しませんか? ロウムプ



ROUMU CAFE

社会保険労務士法人 ハーモニー/代表社員 徳永 康子氏

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」ですね。約20年ぶりに「脳・心臓疾患の労災認定基準」が改正されたそうですが、改正のポイントを教えて下さい。

まず改正の背景ですが、平成13年12月 に改正してから約20年以上経ち、働き方の 多様性や職場環境の変化、最新の医学的知 見を踏まえ現在の基準に改めたという事です。

## 改正のポイントは4つ

1. 長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と 労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認 定することを明確化した

# 【改正前】

・発症前<u>1</u>か月間に 100 時間又は <u>2~6</u>か月間平均で <u>月 80 時間</u>を超える時間外労働は発症との関連性 は強い

## 【改正後】

- ・上記の時間に至らなかった場合も、これに近い時間外労働行った場合には、「労働時間以外の負荷要因」の状況も十分考慮し、業務と発症の関係が強いと評価できることを明確にした
- 2. 長期間の過重業務、短時間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直し

労働時間以外の負荷要因を追加(追加はゴシック)

#### ▲勤務の不規則性

- ・拘束時間の長い勤務、不規則な勤務・深夜勤務
- ・休日のない連続勤務、勤務間インターバルが短い 勤務

#### ▲事業場外における移動を伴う業務

- 出張の多い業務
- ・その他事業場外における移動を伴う業務

### ▲心理的負荷を伴う業務

## ▲精神的負荷を伴う業務

# ▲作業環境

- 温度環境、騒音
- 3. 短期間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化

業務と発症との関連性が強いと判断できる場合の例 ▲短期間の過重業務

- ・発症前から前日までの間に特に過度の長時間労働 が認められる場合
- ・発症前おおむね1週間継続して、深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合

# ▲異常な出来事

- ・業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接 関与した場合
- ・事故の発生に伴って著しい身体的、精神的負荷の かかる救助活動や事故処理に携わった場合
- ・生命の危険を感じさせるような事故や対人トラブ ルを体験した場合
- ・著しい身体的負荷を伴う消火作業、人力での除雪 作業、身体訓練、歩行等を行った場合
- ・著しく暑熱な作業環境下で水分補給が阻害される 状態や著しく寒冷な作業環境下での作業、温度差 のある場所への頻回な出入りを行った場合

# 4. 対象疾病に「重篤な心不全」を新たに追加

#### 【改正前】

・不整脈が一義的な原因となっていた心不全症状等 は、対象疾病の「心停止(心臓性突然死を含む)」 に含めて取り扱っていた

#### 【改正後】

・心不全は心停止とは異なる病態のため、新たな対象疾病として「重篤な心不全」を追加した。「重篤な心不全」を追加した。「重篤な心不全」には、不整脈によるものも含む。

社労士として様々な認定案件を見ると、従来から 負荷要因等を考慮した労災認定が行われていました。 今回の改正は認定の実態に合わせて文言を明確化し たのだと思います。

千葉県でも「過労死等防止対策推進シンポジウム」が11月5日に千葉市生涯学習センターで行われます。 事前に申し込みが必要ですが、企業の防止対策の参 考になります。是非ご参加ください。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

Tel 043-273-5980